

## 変更届けの提出について

美味しまね認証では、認証申請した内容に変更がある場合は、遅延なく県へ届け出る必要があります（要綱第10条、要領第8条）。

### 「安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領」より一部抜粋

第8条 認証取得者は、要綱第10条第1項の規定により、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、認証申請事項変更届（様式第5号）により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 認証取得者の住所、氏名、所在地、名称又は代表者が変更になったとき
- (2) 認証申請時の事務局責任者、品質管理責任者又は施設管理責任者が交替したとき※1
- (3) 生産工程の外部委託を新たに始めたとき、あるいは、その内容に変更があったとき
- (4) 団体の認証において、構成員（生産者）の変更又は収穫、飼養、水揚げより後の工程を取り扱う生産物取扱い施設（以下「生産物取扱い施設」という。）の新設若しくは変更があったとき※1
- (5) 認証された生産工程区分を要綱第4条第2項による認証に変更しようとするとき※2

※1…団体認証の場合のみ該当

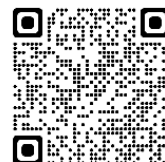
※2…認証の工程範囲を変更する場合

例)栽培～取り扱い工程までの認証を、栽培～収穫までの工程に変更する等

現地審査員は申請書の内容に基づいて審査を行います。正しい最新情報が伝わっていないと審査・監査に支障をきたしますので、遅延なく変更届のご提出をお願いします。

変更届等、各種様式は美味しまね認証ホームページからダウンロードできます。

(URL：<https://oishimane.com/index.php?view=6548>)。



品目を追加する場合



品目を追加する場合は、追加する品目について、申請書（様式第1号又は様式第1号の2）、誓約書（様式第2号）及び産品アピールシート（様式第1号の3）の提出が必要です。

申請書の提出にあたっては、次ページの受理期間と現地審査の実施期間、審査委員会開催時期を確認の上、期限内の提出を厳守してください。

■申請書提出期間、現地審査実施期間及び審査委員会の開催時期

申請書受理期間	現地審査実施期間※	審査委員会開催時期
1月から3月まで	1月から4月まで	6月又は7月
4月から6月まで	4月から7月まで	9月又は10月
7月から9月まで	7月から10月まで	12月又は翌年1月
10月から12月まで	10月から翌年1月まで	翌年3月

※やむを得ず現地審査の実施が上記期間を超える場合であっても、審査委員会開催の2ヶ月前までには終えること。

なお、品目追加に係る審査と既取得品目の監査は同時に行うこともできますので、申請書が受理された後に、現地審査員※と日程調整をしてください。

※農産物の場合は、しまね農業振興公社



品目を取り下げる場合



○1品目認証※でその認証品目を取り下げる場合

認証自体を取り下げることになるため、認証取り下げ届(様式第8号)の提出が必要です。

○多品目認証※で一部の認証品目を取り下げる場合

この場合は、変更届(様式第5号)をご提出ください。

※1品目認証：1つの認証番号で、1つの認証品目の場合

例) 農産G第3号…認証品目：キャベツ  
農産G第4号…認証品目：ブロッコリー

※多品目認証：1つの認証番号で、複数の認証品目の場合

例) 農産G第5号…認証品目：キャベツ、ブロッコリー、アスパラガス

！ご注意！

変更届、取り下げ届等各種申請書類の送付先は、【産地支援課 美味しまね・GAPスタッフ】です。しまね農業振興公社に誤って送付される事例が多く発生していますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

産地支援課美味しまね・GAPスタッフ

TEL:0852-22-6011

E-Mail: oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <http://www.oishimane.com>

